

山形県地域密着型サービス自己評価及び外部評価実施要領

第1 目的

この要領は、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年3月14日厚生労働省令第34号。以下「地域密着型サービス指定基準」という。）第97条第8項第1号及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年3月14日厚生労働省令第36号。以下「地域密着型介護予防サービス指定基準」という。）第86条第2項第1号の規定に基づき、指定認知症対応型共同生活介護事業者又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者（以下「事業者」という。）が行う自己評価及び事業者が受けなければならない外部評価に関して必要な事項を定めるものとする。

第2 自己評価及び外部評価の趣旨

1 地域密着型サービス指定基準及び地域密着型介護予防サービス指定基準は、事業者が遵守しなければならない最低水準の基準であり、市町村等の指導監督や立入調査等により遵守状況の点検がなされるものである。

自己評価は、サービスの水準の向上に向けた自発的努力と体制作りを誘導し、その内容及び範囲において、これらの指定基準を上回るものとして設定したものであり、外部評価は、評価機関による外部評価の結果と、当該評価を受ける前に行った自己評価の結果を対比して両者の異同について考察した上で、外部評価の結果を踏まえて総括的な評価を行うこととし、これによってサービスの質の評価の客観性を高め、サービスの質の改善を図るものである。

2 事業者は、利用者にサービスを提供するに当たっては、自己評価及び外部評価の実施並びにそれらの結果を踏まえてサービスの質の改善に取り組むことについて、全ての介護従事者に対し、十分に意識付けを図るものとする。

第3 自己評価及び外部評価の実施回数

1 事業者は、その指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（以下「事業所」という。）ごとに少なくとも年に1回は自己評価を実施した上で、外部評価を受けるものとする。

ただし、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について、同一の事業所内において一体的に運営されている場合にあっては、一の事業所として自己評価及び外部評価を実施して差し支えない。

2 過去に外部評価を5年間継続して実施している事業所であって、次に掲げる要件を全て満たす場合には、上記1の規定にかかわらず、当該事業者の外部評価の実施回数を2年に1回とすることができる。

この場合、外部評価を実施しなかった年については、「5年間継続して実施している事業所」の要件の適用に当たっては、実施したものとみなすこととする。

(1) 「1 自己評価及び外部評価結果」及び「2 目標達成計画」を市町村に提出していること。

- (2) 運営推進会議が、過去1年間に6回以上開催されていること。
ただし、平成21年度の開催にあつては、5回以上の開催でも可とする。
 - (3) 運営推進会議に、事業所の所在する市町村の職員又は地域包括支援センターの職員が必ず出席していること。
ただし、市町村の職員又は地域包括支援センターの職員がやむを得ず出席できない場合は、事業者から当該会議の議事録の提出を求め、市町村が会議内容を確認することで、出席したものとみなすことができることとする。
 - (4) 「1 自己評価及び外部評価結果」のうち、外部評価項目の2「事業所と地域のつきあい」、3「運営推進会議を活かした取組み」、4「市町村との連携」、6「運営に関する利用者、家族等意見の反映」の実践状況（外部評価）が適切であること。
- 3 上記2の規定による2年に1回の実施を希望する場合の手続等については、次のとおりとする。
- (1) 2年に1回の実施を希望する事業者は、当該事業所が所在する市町村に対して外部評価免除に係る同意交付申請書（様式1）を提出しなければならない。
 - (2) (1)の同意交付申請書（様式1）の提出を受けた市町村は、上記2に規定する要件について審査し、外部評価を実施しないことに同意する場合は、外部評価免除に係る同意書（様式2）を、同意できない場合はその理由等を記載した書面（任意様式）を事業者に対して交付しなければならない。
 - (3) 市町村から同意書が交付された事業者は、外部評価を実施しないこととしたい年度の4月末日又は外部評価の公表日（評価確定日）から14日を経過した日のいずれか遅い日までに、外部評価免除の申出書（様式3）に市町村から交付された同意書（様式2）を添付し、県に申出しなければならない。
 - (4) 県は、事業者から外部評価免除の申出があったときは、その内容について審査し、その結果を外部評価免除申出の受理（不受理）通知書（様式4）により通知するものとする。
 - (5) 県は、申出を受理した事業者の名称等については、**山形県**ホームページへ掲載し、利用者に対して周知するとともに、同意書を発行した市町村に対して通知することとする。
 - (6) 事業者は、外部評価を実施しないこととなる年度であっても、自主的な自己評価等の取組みによりサービスの質の向上に努めなければならない。また、直近の外部評価結果のうち、次のステップに向けて期待したい内容に記載されている事項及び目標達成計画に記載されている事項については、外部評価を実施しないこととなる年度であっても、運営推進会議等を通じて、定期的かつ継続的に実践状況を把握し、取り組みを具体的に進めていかななければならない。
 - (7) 事業者は、外部評価を実施しない年度の次の年度に実施した外部評価の結果を踏まえ、その翌年度の外部評価を実施しないことを希望する場合は、再度、外部評価免除の申出をしなければならない。
 - (8) 県は、外部評価免除申出受理の通知後に、当該事業者が上記2の要件を満たしていないことが判明した場合には、通知を取消することができる。

第4 自己評価の実施

事業者は、山形県知事（以下「知事」という。）が別に定める「1 自己評価及び外部評価結果」により自ら提供するサービス等について評価を行うものとする。評価を行うに当たっては、当該事業所を設置・運営する法人代表者の責任の下に、管理者が全ての介護従事者と協議して実施するものとする。

第5 評価機関

- 1 外部評価は、知事が県内における外部評価を適切に実施することができると認めて選定した法人（以下「評価機関」という。）が行うものとする。
- 2 知事は、評価機関を選定する必要があると認められるときは、山形県のホームページ等により選定しようとする評価機関の事業規模、選定の時期などについて明示し、申請者を公募するものとする。
- 3 評価機関の有効期間は選定の日から3年とする。
- 4 評価機関の具体的な要件及び選定手続等については、別紙1のとおりとする。
- 5 評価調査員が受講する研修については、別紙2のとおりとする。
- 6 評価機関は、別紙3の参考例に基づき外部評価業務実施要項を定めるものとする。

第6 外部評価の手続き

外部評価の手続きは、次のとおりとする。

- (1) 事業者が外部評価を受けようとするときは、評価機関に申し込むものとする。
- (2) 事業者は、評価機関に申し込んだ後、同機関との間で外部評価委託契約（参考例：別紙4）を結び、その契約に基づき同機関に対して評価手数料を支払うものとする。
- (3) 評価機関は、外部評価業務実施要項及び事業者と結んだ外部評価委託契約に基づき外部評価を行うものとする。

第7 外部評価の内容

外部評価は、評価機関の委嘱する複数の評価調査員により実施された次に掲げる調査の結果を総合した上で、評価機関が評価結果を決定する。

(1) 書面調査

書面調査は、次に掲げる調査により行うものとする。

① 事業所現況調査

評価を受ける事業者から、次の文書の送付を受けることにより行う。また、事業所の基本情報について、介護サービス情報の公表システム上で情報が公表されている場合は、その基本情報を閲覧し、活用することとする。

イ 事業所の運営概要が分かる書類（運営規定、利用契約書、重要事項説明書、パンフレット等

ロ 事業所のサービス提供概要が分かる書類（介護計画書、業務日誌の様式、職員勤務時間表、食事内容の記録等）

② 自己評価調査

評価を受ける事業者から、直近に行った自己評価結果を記した「1 自己評価及び外部評価結果」の送付を受けることにより行う。

なお、複数のユニットを持つ認知症対応型共同生活介護事業所の場合には、自己評価に係る記

入欄について、ユニットごとに作成したものとする。

③ 利用者家族調査

評価機関は、原則として、すべての利用者の家族を対象として、知事が別に定める利用者家族等アンケート票によるアンケート調査を行う。

本調査は、原則として郵送で行うこととし、アンケート票の送付は事業所が行い、回収は評価機関が行うものとする。

(2) 訪問調査

訪問調査は、次により行うものとする。

- ① 訪問調査は、書面調査を実施した後に、評価調査員が事業所を訪問し、「1 自己評価及び外部評価結果」に規定する外部評価項目についての調査を行うことにより実施する。
- ② 訪問調査の実施は原則として1日間とし、当該事業所の運営状況の概要等について評価調査員全員が管理者等から説明を受けた後、現状の確認及び外部評価項目に関する状況の調査を行う。
- ③ 所定の調査作業を終了した後、管理者等を交えて全体的な総括と確認を行う。

第8 外部評価結果の決定等

外部評価結果の決定等は、次により行うものとする。

- (1) 外部評価を行った評価調査員は、書面調査及び訪問調査の結果を総合的に判断し、全員の合意により評価を行い、「1 自己評価及び外部評価結果」を評価機関に提出するものとする。
- (2) 評価機関は、(1)の評価結果の提出を受けたときは、評価を受けた事業者に対し、(1)の評価結果の写しを送付し、意見がある場合には、挙証資料を添付した上で、評価機関が定める日までに提出することができる旨を告知するものとする。
- (3) 評価機関は、(2)の告知期間が経過した後に、(1)の評価結果の内容を踏まえて評価機関としての評価結果を決定するものとする。

なお、評価を受けた事業者から(2)の意見及び挙証資料の提出があったときは、これを参酌して(1)の評価結果の内容を検討し、評価機関としての評価結果を決定するものとする。
- (4) 評価機関は、(1)の評価結果及び事業者からの意見について、専門的な観点から審査を行う必要があると判断したときは、認知症介護に関する学識経験者、事業者及び認知症高齢者等の家族の代表者等からなる評価審査委員会を開催するものとし、その審査結果を踏まえた上で、評価機関としての評価結果を決定するものとする。
- (5) 評価機関は、外部評価の結果を決定したときは、「1 自己評価及び外部評価結果」を事業者に通知するとともに、「2 目標達成計画」の提出を求めるものとする。
- (6) 事業者は、(5)により「2 目標達成計画」の提出を評価機関から求められたときから、原則として1ヶ月以内に「2 目標達成計画」を評価機関に提出しなければならないものとする。

第9 評価結果の公開

- 1 評価機関は、当該サービスの利用を希望する者による事業所の選択に資するために、独立行政法人福祉医療機構が運営する「福祉保健医療情報ネットワークシステム (WAMNET)」を利用して、「1 自己評価及び外部評価結果」及び「2 目標達成計画」(以下「評価結果等」という。)を公開するもの

とする。

2 事業者は、評価結果等を次の方法で公開するものとする。

- (1) 利用申込者又はその家族に対する説明の際に交付する重要事項を記した文書に添付の上、説明する。
- (2) 事業所内の見やすい場所に備え付けて閲覧に供するほか、自らが設置するホームページ上に掲示するなど広く開示するとともに、入居者の家族に手交又は送付等により提供する。
- (3) 指定を受けた市町村の介護保険担当課に対し、評価結果等を提出する。この場合の市町村とは、事業所が所在する市町村に限らず、指定を受けているすべての市町村（平成18年3月31日以前から継続して利用している利用者の保険者として、みなし指定を受けている市町村も含む）に対しても同様の取扱いとする。
- (4) 自ら設置する運営推進会議において、評価結果等の内容を説明する。その際に、併せて「3 サービス評価の実施と活用状況」についても説明する。

3 事業所が所在する市町村は、事業者から提出された評価結果等を管内に設置する地域包括支援センター等に提供するとともに、当該サービスの利用を希望する者が利用しやすい場所に掲示等を行うなど、事業所の選択に資するため、評価結果等の開示に努めるものとする。

第10 書類の保存期間

事業者は、評価機関から外部評価の結果の通知を受けた日から3年間評価結果等を含む関係書類を保存するものとする。

第11 守秘義務

- 1 評価機関は、外部評価の際に知り得た事業者、利用者及びその家族の秘密を他に漏らしてはならない。また、その旨を評価調査員に義務付けるものとする。
- 2 1の規定にかかわらず、訪問調査等において、緊急を要する事項（明らかな指定基準違反により、入居者に対するサービスの質が著しく低下している場合等）があった場合には、評価調査員は、評価機関を通じて市町村の担当部局に通報するなど、適切な対応を行うものとする。

附則

- 1 この要領は、平成19年3月16日から施行する。
- 2 この要領の制定に伴い、山形県指定認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）外部評価実施要領（以下「旧要領」という。）については、廃止する。
ただし、この要領の制定日までに、旧要領第5の（2）に規定する外部評価委託契約を締結している場合には、旧要領に基づき外部評価を実施するものとする。
- 3 この要領施行時において、旧要領に基づき選定を受けていた評価機関（以下「既選定評価機関」という。）については、第5の2の規定にかかわらず、旧要領に基づく選定の有効期間内において、別紙1に規定する手続により評価機関の選定申請が行われ、評価機関の要件が満たされていると認められる場合は、評価機関として選定するものとする。
なお、既選定機関がこの要領により選定を受けない場合には、外部評価は実施できないものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 22 年 2 月 8 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(様式1)

(文書番号)
年 月 日

(市町村長) 殿

(法人の所在地)
(法人名)
(代表者職・氏名)

(担当者所属)
(担当者職・氏名)
(連絡先電話番号)

外部評価免除に係る同意交付申請書

地域密着型サービス外部評価を2年に1回の実施とし、〇〇年度の外部評価を実施しないこととしたいので、山形県地域密着型サービス自己評価及び外部評価実施要領第3の3(1)の規定に基づき、外部評価免除に係る同意書を交付願います。

記

1 申出対象事業所 ※複数の事業所を有している場合、事業所ごとに申出してください。

事業所番号	06
事業所名	
事業所所在地	
サービス種別	

2 直近5年間の外部評価実施状況

	外部評価機関名	評価確定(公表)日
年度		年 月 日
年度		年 月 日
年度		年 月 日
年度		年 月 日
年度		年 月 日

※ 評価確定(公表)日欄には、WAMNETに掲載されている「評価確定日」を記載してください。

3 過去1年間の運営推進会議実施状況

	開催年月日	左記の運営推進会議に出席した市町村職員又は地域包括支援センターの職員名
①	年 月 日	
②	年 月 日	
③	年 月 日	
④	年 月 日	
⑤	年 月 日	
⑥	年 月 日	

※ 過去1年間(4月~3月)の直近のものから順に記載してください。

※ 市町村職員等が出席していない場合は、職員名欄は空欄としてください。

(様式2)

(文書番号)
年 月 日

(法人名)
(代表者職氏名) 様

(市町村長名)

外部評価免除に係る同意書

地域密着型サービス外部評価の実施について、下記のとおり山形県地域密着型サービス自己評価及び外部評価実施要領第3の2に規定する要件を満たしていると認められることから、2年に1回の実施とし、〇〇年度の外部評価を実施しないことに同意します。

記

事業所番号	06
事業所名	
事業所所在地	
サービス種別	

適用条件	実施状況			
(1) 「1自己評価及び外部評価結果」及び「2目標達成計画」を市町村に提出していること。	直近の市町村受理日 年 月 日			
(2) 運営推進会議が、過去1年間に6回以上開催されていること。	開催年月日 (直近の者から順に)	出席者所属・職名(左記開催日の出席者) ※やむを得ず欠席の場合は、「議事録確認済み」と記載のこと※氏名は不要		
	① 年 月 日			
	② 年 月 日			
	(3) 運営推進会議に、事業所の所在する市町村の職員又は地域包括支援センターの職員が必ず出席していること。	③ 年 月 日		
		④ 年 月 日		
		⑤ 年 月 日		
⑥ 年 月 日				
(4) 「1自己評価及び外部評価結果」のうち、外部評価項目の2、3、4、6の実践状況(外部評価)が適切であること。(評価項目の趣旨に沿った取り組みがなされていること。)	直近の評価状況(いずれかに○)	適切である	適切でない	
	2 事業所の地域との付き合い			
	3 運営推進会議を活かした取り組み			
	4 市町村との連携			
	6 運営に関する利用者、家族等意見の反映			

市町村担当者 (課名) (職・氏名)
(電話番号)

(様式3)

(文書番号)
年 月 日

山形県健康福祉部高齢者支援課 殿

(法人の所在地)
(法人名)
(代表者職・氏名)

(担当者所属)
(担当者職・氏名)
(連絡先電話番号)

外部評価免除の申出書

地域密着型サービス外部評価の実施を2年に1回とし、〇〇年度の外部評価を実施しないこととしたいので、山形県地域密着型サービス自己評価及び外部評価実施要領第3の3(3)の規定に基づき、事業所が所在する市町村の同意書を添付のうえ申出します。

記

1 申出対象事業所 ※複数の事業所を有している場合、事業所ごとに申出してください。

事業所番号	06
事業所名	
事業所所在地	
サービス種別	

2 直近5年間の外部評価実施状況

	外部評価機関名	評価確定(公表)日
年度		年 月 日
年度		年 月 日
年度		年 月 日
年度		年 月 日
年度		年 月 日

※評価確定(公表)日欄には、WAMNETに掲載されている「評価確定日」を記載してください。

3 添付書類 当該事業所の所在する市町村の同意書(原本)

(様式4)

(文 書 番 号)
年 月 日

(法人名)
(代表者職氏名) 様

山形県健康福祉部高齢者支援課長

外部評価免除申出に係る受理(不受理)通知書

年 月 日付けで申出がありました外部評価免除の申出について、受理しましたので(不受理としたので)、山形県地域密着型サービス自己評価及び外部評価実施要領第3の3(4)の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

(受理の場合) ○○年度の外部評価を実施しないこととする。

(不受理の場合) 不受理の理由：